# 税制改正のお知らせ

### ◆ 住宅ローン控除の特例の延長について

住宅ローン控除の控除期間を13年間とする特例が延長され、(※1) 令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に入居した方が対象となりました。

また、この延長した部分に限り、合計所得金額が1,000万円以下の方について面積要件を緩和し、床面積が40平方メートル以上50平方メートル未満である住宅も対象となりました。 (※1)注文住宅は令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間に、分譲住宅等は令和2年12月1日から令和3年11月30日までの間に契約する必要があります。

#### 延長に伴う個人住民税の控除

今回の改正に伴う対象者についても、所得税額から控除しきれない額を、現行制度と同じく控除限度額である所得税の課税総所得金額等の7%(最高136,500円)の範囲内で、個人住民税額から控除されます。

#### ◆ 退職所得課税の見直しについて

令和4年1月1日以降に支払いを受ける退職手当に対して、法人役員等以外においても、勤続年数5年以下の退職手当等にかかる退職所得の金額の計算につき、退職所得控除を控除した残額のうち300万円を超える部分については、退職所得の計算上2分の1とする額ではなく全額を課税の対象とすることとされました。

- ・ 動続年数 5 年以下の役員等に支払われる退職手当等 退職所得の金額=退職手当等の金額-退職所得控除額
- ・勤続年数5年以下の役員等以外の人に支払われる退職手当等 退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円以下の場合 退職所得の金額=(退職手当等の金額-退職所得控除額)×2分の1
- 退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円を超える場合 退職所得の金額=150万円+退職手当等の金額-(300万円+退職所得控除額)
- ・上記以外の人に対して支払われる退職手当等の場合 退職所得の金額=(退職手当等の金額-退職所得控除額)×2分の1

## 三井住友銀行税公金の取り扱いに関するお知らせ

2022年(令和4年)4月以降、三井住友銀行での税公金の取り扱いが契約終了に伴い、ご利用できなくなります。ご利用されている方々におかれましては、ご不便ご面倒をおかけして誠に申し訳ありませんが、ご利用金融機関変更のお手続等をお願いいたします。